

公益財団法人日本オリンピック委員会 国際総合競技大会における日本代表選手団公式服装着用規程

第1条 この規程は、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「本会」という。）が、オリンピック競技大会等の国際総合競技大会（以下「大会等」という。）に派遣する日本代表選手団の統一を図るために、大会ごとに本会が決定し支給する式典・渡航服及びオフィシャルスポーツウェア等（以下併せて「公式服装」という）の着用について遵守する事項を定める。

第2条 日本代表選手団に認定された選手、役員、チームリーダー、監督、コーチ、ドクター、トレーナー、技術スタッフ、総務等（以下「選手等」という）は、その自覚と誇りを持って、公式服装をみだれなく、きちんと着用しなければならない。

第3条 選手等は、大会等の期間中及び本会が定めた期間（原則、開会式の9日前から閉会式の3日後）において、原則として公式服装を着用する。選手等は、日本代表選手団としての各種行事に参加する場合には、以下の着用区分に応じて必ず公式服装を着用しなければならない。但し、本会及び選手団本部より別途指示する場合を除く。

（1）式典・渡航服の着用

結団式、入村式、開会式、選手団記者会見、選手団パーティー、閉会式、解団式及び日本代表選手団としての移動時

（2）オフィシャルスポーツウェアの着用

表彰式、競技別記者会見及び選手村内

第4条 選手等は、支給された公式服装を常に清潔に保つよう心がけなければならない。第三者に譲渡又は貸与をすることはできない。ただし、本会の承認を得た場合はその限りではない。

第5条 日本代表選手団の認定が取り消された場合、又は、公式服装を着用するのが適切でないと本会が判断した場合、選手等は、支給された公式服装を直ちに本会に返還しなければならない。

第6条 選手等は、大会等の期間中か否かを問わず、本会又は大会等の名誉や品位を傷つけるおそれのある方法で公式服装を使用し、又は第三者に使用させてはならない。

2. 選手等は、大会等の期間中か否かを問わず、本会及び選手団本部が許諾する以外のもの（ワッペン、マーク、文字、ロゴ等を含むが、それに限らない。）を公式服装につけ、又は、表示してはならない。

3. 選手等は、大会等の期間中か否かを問わず、本会の許可なしに商業的行為又はプロモーションを目的とした行為に公式服装を使用してはならず、また、選手等は、第三者に対して当該行為を許可してはならない。

4. 選手等は、大会等の期間中か否かを問わず、公式服装を第三者に販売してはならない。ただし、本会の事前の許可を得たうえで、社会的な意義のあるチャリティーを目的とするオークション等に出品する場合を除く。

第7条 公式服装を紛失、盗難又は破損した場合には、速やかに所属チーム本部又は競技団体を通じて、選手団本部又は本会に届け出なければならない。

第8条 本会が選手等以外の支援スタッフ等に公式服装を支給する場合、支給された者は、本規程を遵守するものとする。

第9条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 28 年 4 月 26 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 29 年 11 月 15 日から施行する。